資料　４－１

北海道有機農業推進計画（第４期）の策定について

令和３年（2021 年）７月
北海道農政部

1　趣旨（概要）

○　化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、道では、環境保全型農業の推進を先導するといった観点から多様な農業形態の一つとして推進。

○　国は、「有機農業の推進に関する法律」において、有機農業の推進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、都道府県は国が定める基本方針に則して推進計画を定めるよう努めることとしている。

　道では、平成 19 年度から推進計画を策定し、有機農業の推進に向けた取組を推進。

○　本年度、現行の第３期「北海道有機農業推進計画」期間が終了することから、これまでの取組状況や地域での意見交換、国の基本方針の改定などの情勢変化を踏まえ、次期（第４期）推進計画を策定する。

2　計画の位置づけ

○　「有機農業の推進に関する法律」第７条第１項の規定に基づく都道府県推進計画。

○　「北海道農業・農村振興推進計画」及び「北海道食の安全・安心基本計画」の施策別計画。

3　有機農業をめぐる動き

○　国では、令和２年４月、「有機農業の推進に関する法律」第６条に定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」を改定。この中で、有機農業の取組拡大は SDGs の達成に貢献すること、国内外の有機食品市場への安定供給は需要に応じた生産供給や輸出拡大に貢献することを明確化し、「有機農業の取組面積」（23.5 千 ha（2017）⇒63 千 ha（2030））など４項目の生産と消費の数値目標を設定。

○　また、国では先月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略」を策定・公表。その中で、2050 年までに目指す姿として、農林水産業の CO_2 ゼロエミッション化の実現のほか、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大することなどを掲げている。

4　今後のスケジュール

主な項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の作成	→ 点検		→	骨子	→	素案		→	案	○ 決定
議会報告（食と観光対策特別委員会）	○ 策定報告					○ 素案報告			○ 案報告	
北海道食の安全・安心委員会		○ 現状と課題				○ 素案			○ 案	
意見募集（パブリックコメント）							→			
地域での意見交換会		→	→							